

令和6年秋季全国火災予防運動における 本県において重点的に取り組む必要のある事項

本県においては、消防庁長官通知（令和5年9月9日付け消防予第427号）の別添「令和6年秋季全国火災予防運動実施要綱」に基づき火災予防運動を実施するとともに、本県の現状を踏まえ、重点的に取り組む必要のある事項を以下のとおり定めるものとする。各消防本部等には、これらの事項に最大限取り組み、火災予防運動の推進に努めることを求めるものとする。

1 本県の現状

(1) 住宅火災関係

ア 住宅火災による死者数（令和6年及び令和5年の数値は速報値）

- 令和6年8月31日現在の本県の本年住宅火災による死者数（放火自殺者等を除く。）は17人であり、昨年と同時期と比べ1名増加しており、引き続き火災予防意識の向上の取組を続ける必要がある。
- 令和6年8月31日現在の住宅火災による死者数（放火自殺者等を除く。）17人中11人が65歳以上の高齢者であることから、高齢者の死者数低減が課題となっている。

（参考）県内の住宅火災による死者数（放火自殺者等を除く。）

1月1日～8月31日時点（括弧書きは年間の死者数、割合）

令和6年：17人（一人） うち65歳以上の高齢者11人（一人）

高齢者の占める割合 64.7%

令和5年：16人（26人） うち65歳以上の高齢者10人（17人）

（高齢者の占める割合 62.5%）

令和4年：15人（22人） うち65歳以上の高齢者13人（18人）

（高齢者の占める割合 86.7%）

イ 住宅用火災警報器の設置促進

- 住宅用火災警報器については、法令により平成23年6月1日から県内の全ての住宅に設置が義務付けられている。令和6年6月1日時点の推計設置率は81.1%で、前年79.8%に比べると1.3ポイント上昇しているが、全国的にみると31位と、依然として設置率は全国平均よりも低い状況にあることから、設置促進が課題となっている。

（参考）

住警器推計設置率 令和6年6月1日 81.1%（全国平均：84.5%）、全国順位：31位

令和5年6月1日 79.8%（全国平均：84.3%）、全国順位：35位

令和4年6月1日 79.2%（全国平均：84.0%）、全国順位：35位

出火件数 令和5年（1～12月）703件（うち住宅火災：172件）
令和4年（1～12月）569件（うち住宅火災：178件）
令和3年（1～12月）599件（うち住宅火災：199件）

（2） 特定防火対象物における防火安全対策について

- カーボンニュートラル等を背景として、バイオマス発電施設や太陽光発電施設の普及が進んでいるが、これらの施設については、存置されている可燃物や設備等の特性上消火が難しい。そのため「バイオマス発電のため指定可燃物として木質ペレットを貯蔵等する施設における自主保安の徹底について」（令和6年2月20日付け消防危第36号）や、「電気施設等における警防活動時等の留意事項について」（令和6年4月26日付け消防消第122号、消防予第234号、消防危第119号）を踏まえた消防法令違反の是正や注意喚起等を徹底する必要がある。

2 本県において重点的に取り組む必要のある事項

（1） 各消防本部において効果的と考えられる実施項目

ア 住宅防火対策の推進

- 住宅用火災警報器の設置及び適切な維持管理
- 安全装置付きの火気使用器具及び消火器具の普及促進
- 消防団、女性防火クラブ及び自主防災組織等と連携した広報・普及啓発活動の推進
- 高齢者等の要配慮者に重点を置いた共助の推進
- 地震、台風等の自然災害時における火災対策の推進

イ 違反のある防火対象物に対する是正指導の推進

- 防火対象物の用途に応じた防火安全対策の徹底
- 違反のある防火対象物に対する是正指導の推進
- 防火管理体制と適切な維持管理の推進
- 消防用設備等の維持管理の徹底

（2） 県の実施内容

- 7月から9月までに募集を行った令和6年度火災予防絵画・ポスターコンクールについて、11月に優秀作品の表彰を行い、応募作品の展示を実施することで、防火意識の普及啓発を図る。
- 関係団体及び各市町村への協力依頼や、ラジオ、新聞等の各種メディアを活用した広報を行うとともに、消防本部と連携し啓発活動を実施する。